

進出協定書

長岡市（以下「甲」という。）と、●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、乙が長岡北スマート流通産業団地に進出するにあたり、次の基本事項について協定を締結する。

（土地の売却）

第1条 乙は、下記長岡北スマート流通産業団地の土地について、土地所有者である長岡地域土地開発公社と別途土地売買契約を締結するものとする。

土地の所在地	地目	面積
長岡市蓮瀉町字五郎作ほか地内	宅地	総面積 約●●,●●●m ²

2 前項の土地の面積等については、確定測量後に決定するものとする。

（土地利用等）

第2条 乙は、事業計画等に基づき、適正な土地利用を図るものとし、事業所等の操業にあたっては、公害防止に関する協定を別途締結し、公害防止に万全の措置を講ずるものとする。

（産学連携）

第3条 甲と乙は、長岡版総合戦略「長岡リジュベネーション」及び長岡市内4大学1高専と産業振興や人材育成を進める「N a D e C構想」に基づき、市内高等教育機関が持つ知見や人材を活用し、共同研究やインターンシップ等の産学連携に取り組み、産業分野における地方創生に向けて相互に協力するものとする。

（雇用等の地元優先）

第4条 乙は、新規の雇用については、長岡市内教育機関の卒業生や長岡市民を優先的に採用するよう配慮するものとする。

2 乙は、工場等の建設及び操業に必要な資材及び役務の調達に当たっては、業務上支障のない範囲内において、長岡市内の企業を優先するよう配慮するものとする。

（協議会の設置及び運営）

第5条 乙は、他の当該団地立地企業と相互に連携し、学生インターンシップの共同受入れ体制の構築や当該団地内の諸課題の解決及び消雪施設の維持管理などに取り組む協議会の設置及び運営を行うものとする。

（その他）

第6条 乙は、経済情勢の変動その他やむを得ない事由により、事業計画等の変更を要する場合は、遅滞なく甲に書面で通知するものとし、必要に応じ、甲乙協議のうえ本協定の内容を見直すことができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和元年7月3日

甲 長岡市

長岡市長

乙 ●●県●●市●●町●●番●●

●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●